

◎課税のしくみ

この税金は地方税法並びに和歌山県条例、橋本市条例に基づいて課税されます。この税金の納税義務者となる方は、次のいずれかに該当する方です。ア、橋本市内に住所を有する個人。イ、橋本市内に事務所・事業所又は家庭を有する個人で、橋本市内に住所を有しない者。左記の判定は1月1日現在です。普通徴収の年税額が、均等割額に相当する金額以下の場合は、第1期分において全額納付しなければなりません。普通徴収の年税額が、均等割額に相当する金額を超える場合は、納期が分かれますので、各期の税額を納期までに納付してください。

特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その日以降において到来する納期がある場合は、それぞれの納期において、ない場合は直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとします。普通徴収の納付の方法は、納付書または口座振替によって納める方法があります。納め忘れが便利に口座振替をご利用ください。税額等に関するお問い合わせは、税務課市民係までお願いします。

◎税額の計算方法



(注) 上記の計算は総合課税分の計算です。分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

◎非課税の範囲

1.均等割と所得割が非課税

障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦の方で、かつ合計所得金額 ≤ 135万円の方、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

2.均等割が非課税

①同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 合計所得金額 ≤ 38万円の方

②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額 ≤ 28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養(年少扶養を含む)親族の数 + 1) + 26万8千円の方

3.所得割が非課税

①同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 総所得金額 ≤ 45万円の方

②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額 ≤ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養(年少扶養を含む)親族の数 + 1) + 42万円の方

◎税率

・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,500円 森林環境税(国税) 1,000円

※森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において年額1,000円課税されます。

なお、平成26年度から市民税・県民税均等割に1,000円(市民税:500円、県民税500円)を加算していた復興特別税は、令和5年度で終了しました。また、和歌山県では平成19年度から令和8年度まで県土の保全等の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいく目的のため、紀の国森づくり税が県民税均等割額に500円加算されています。

・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

・所得割(分離課税分)

区分			市民税	県民税	区分			市民税	県民税
長期課税所得	優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡(措置法第31条の2)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	長期課税所得	土地・建物等の譲渡で左記以外のもの(措置法第31条)	3%	2%	
		2,000万円超の部分	3%	2%			土地・建物等の譲渡で下記以外のもの(措置法第32条第1項)	5.4%	3.6%
短期課税所得	所有期間10年超の居住用財産の譲渡(措置法第31条の3)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	短期課税所得	国または地方公共団体に対するもの等(措置法第32条第3項)	3%	2%	
		6,000万円超の部分	3%	2%		一般株式等の譲渡所得、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得	3%	2%	

※措置法とは租税特別措置法のことです。

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額		納税者本人の所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
医療費控除	医療費の実負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)		配偶者控除				
	※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円(限度額8万8千円)		一般	3万円	2万円	1万円	
社会保険料控除等	支払金額		老人	3万円	2万円	1万円	
	控除額		所得金額				
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額	48万円超95万円以下	3万円	2万円	1万円
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	95万円超100万円以下	3万円	2万円	1万円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	100万円超105万円以下	3万円	2万円	1万円
		56,000円超のとき	28,000円	105万円超110万円以下	2万円	1万円	9万円
		15,000円以下のとき	全額	110万円超115万円以下	2万円	1万円	7万円
	旧契約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円	115万円超120万円以下	1万円	1万円	6万円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円	120万円超125万円以下	1万円	8万円	4万円
		70,000円超のとき	35,000円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		障害者控除	2万円	一般	3万円
地震保険料控除	支払金額		(特別障害者)	30万円	老人	3万円	3万円
	控除額		(同居特別障害者)	5万円	特定	4万円	4万円
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2	寡婦控除	2万円	同居者親等	4万円
		50,000円超のとき	25,000円	ひとり親控除	3万円		4万円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額	勤労学生控除	2万円		4万円
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円				4万円

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が250万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、

同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、

同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類

金額

基礎控除

5万円

納税者本人の所得金額

900万円以下

900万円超950万円以下

950万円超1,000万円以下

普通

1万円

配偶者控除

一般

5万円

4万円

2万円

障害者控除

特別

10万円

老人

10万円

6万円

3万円

寡婦控除

1万円

配偶者特別控除

48万円超50万円未満

5万円

4万円

2万円

ひとり親控除

父

1万円

50万円以上55万円未満

3万円

2万円

1万円

母

5万円

一般

5万円

老人

10万円

勤労学生控除

1万円

扶養控除

特定

18万円

同居者親等

13万円

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額

1,000万円以下の部分

1,000万円超の部分

種類

市民税 県民税 市民税 県民税

利益の配当等

1.6% 1.2% 0.8% 0.6%

外貨建等以外の証券投資信託

0.8% 0.6% 0.4% 0.3%

外貨建等証券投資信託

0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額。

ただし、居住年が平成26年4月から令和4年12月末までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前の金額)

市民税

3/5

県民税

2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分

市民税

県民税

配当割又は株式等譲渡所得割

3/5

2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に

寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与す

る寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から上の控除差調整額を控除した金額

割合

0円以上195万円以下

84.895%

195万円超330万円以下

79.79%

330万円超695万円以下

69.58%

695万円超900万円以下

66.517%

900万円超1,800万円以下

56.307%

1,800万円超4,000万円以下

49.16%

4,000万円超

44.055%

0円未満

(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

90%

0円未満

(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

※復興特別所得税(所得割額の2.1%)分を調整した割合です。

(平成26年度から令和20年度まで)